

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、事業主であり、中小事業主等として労働者災害補償保険に特別加入している者である。

請求人は、平成〇年〇月〇日、自転車で帰宅途中、一方通行の路上で乗用車と接触し、転倒して負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、A病院に救急搬送され、「左肘関節打撲傷」と診断された。その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、B病院に転医し、「頸椎捻挫」と診断され、同年〇月〇日、C病院に転医し、「頸・腰椎捻挫、右背部打撲、両坐骨部打撲」と診断され、療養の結果、同年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、本件災害との間に相当因果関係が認められず、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が通勤によるものであり、障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、本件災害後長期に持続する頸部及び腰部の疼痛、上肢及び足指のしびれ等の症状は、本件災害に起因する後遺障害によるものであると主張するので、検討したところ、次のとおりである。

ア 本件災害について

請求人は、本件災害に係る事故の発生状況について、自転車のタイヤ部分に強く衝突され、後ろに転倒落下したと述べているものの、当日救急搬送されたA病院の診療録には、「乗用車と接触し左側に転倒。乗用車は徐行程度のスピード。」と記載されている。また、請求人は、首から背中、臀部を強打したとしているが、上記病院の診療録には、「左肘疼痛、骨盤圧痛なし、仙骨付近に圧痛あり。X-P上明らかな骨折なし。」と記載されている。さらに、D医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書には、傷病名「左肘関節打撲傷」、「上記の疾患にて初診時より約3日間の加療を要す見込みである。」と記載されている。

以上の本件災害に係る事故の状況及び担当医師の所見に鑑み、当審査会としても、本件災害により頸部及び腰部に後遺障害を残すほどの強い衝撃があったと認めることはできないものと判断する。

イ 頸部症状について

E医師及びF医師は、請求人の頸部症状に係る傷病を「頸椎捻挫」と診断

しているが、その客観的診断根拠は示していない。これに対し、G医師は、要旨、頸椎MRI上、頸椎間に頸椎症性狭窄を認めるが、その原因は経年的な加齢変化に基づくものであり、本件災害との因果関係は極めて少ないと述べている。さらに、H医師も、頸椎椎間板の後方への膨隆、脊柱管狭窄等の所見を認めるとしながらも、その所見は本件災害以前に既に認められており、経年的な加齢変化に基づくものであり、請求人において本件災害後に持続している頸部症状の主な原因が本件災害であるとは考えがたい旨述べている。

当審査会としても、本件災害の発生状況、その後の症状の経過、上記画像所見及び医学的見解に鑑みると、本件災害後、請求人に長期に持続する頸部症状と本件災害との間に相当因果関係があるとは認められないと判断する。

ウ 腰部症状について

腰部症状については、決定書理由に説示のとおり、本件災害との間に相当因果関係は認められないと判断する。

エ 以上を総合すると、本件災害後、請求人に長期に持続する頸部及び腰部の症状等が本件災害に起因するとは認められず、また、本件災害が請求人の基礎疾患の自然経過を悪化させるほどの影響を及ぼしたとは考えられない。

したがって、当審査会としても、上記請求人の症状は通勤によるものとは認められないと判断する。

(2) 請求人が提出したI医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書は、請求人の申述に基づく推論等を述べるにとどまっており、採用できない。

また、請求人らの主張及び一件記録を改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。